

## ○豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の 機会の付与の手続に関する規則

制定 平成19年3月29日 規則第1号

改正 平成20年3月6日 規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例（平成19年組合条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(聴聞の通知)

**第3条** 条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞の期日の2週間前までに聴聞通知書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第15条第3項の書面は、聴聞通知書によるものとし、条例第15条第3項の規定による掲示は、公示送達書（様式第2号）により行わなければならない。

(聴聞の期日の変更)

**第4条** 当事者は、管理者又は管理者から権限の委任を受けた者（以下「管理者等」という。）が条例第15条第1項又は第3項の規定による通知をした場合において、やむを得ない事情があるときは、管理者等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者等は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、聴聞の期日を変更することがある。

3 管理者等は、前項の規定により聴聞の期日を変更する場合のほか、職権で、聴聞の期日を変更することがある。

4 管理者等は、前2項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(関係人の参加の通知等)

**第5条** 条例第17条第1項の規定により主宰者が関係人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該聴聞の期日の1週間前までに通知しなければならない。

2 条例第17条第1項の規定による許可を受けようとする関係人は、聴聞の期日までに、関係人参加許可申請書（様式第3号）を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、条例第17条第1項の規定により参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧又は写しの交付請求等)

**第6条** 条例第18条第1項の規定により閲覧を求め、又は条例第38条第1項(同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合を除く。)の規定により写しの交付を求めようとする当事者等は、資料閲覧等請求書(様式第4号)を管理者等に提出しなければならない。

2 管理者等は、前項に規定する閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を承認したときは、その場で閲覧等をさせる場合を除き、速やかに、その閲覧等の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮しなければならない。

3 条例第18条第2項(条例第38条第1項の規定により写しの交付を求めることができる場合を含む。)の規定により閲覧等を求めようとする当事者等は、口頭で行うことができる。

4 管理者等は、前項の閲覧等の求めがあった場合において、当該審理において閲覧等をさせることができないとき(条例第18条第1項後段(条例第38条第1項後段の規定を含む。)の規定により拒む場合を除く。)は、その閲覧等の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

5 前項の場合においては、主宰者は、条例第22条第1項の規定により新たな期日を定めるときは、当該閲覧等の日以後の日を定めなければならない。

(主宰者の指名)

**第7条** 条例第19条第1項の規定による指名は、聴聞の通知の時までに行わなければならない。

2 主宰者が条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、管理者等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭の許可等)

**第8条** 条例第20条第3項の許可を受けようとする当事者又は参加人は、補佐人出頭許可申請書(様式第5号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、条例第22条第2項(条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述で、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないものについては、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

**第9条** 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者の陳述が、既にした陳述と重複す



に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	条例第15条第1項又は第3項	条例第28条第1項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項
	聴聞の期日	出頭すべき日時
第4条第2項及び第3項	聴聞の期日	出頭すべき日時
第4条第4項	聴聞の期日	出頭すべき日時
	当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）	当事者
第6条第1項	条例第18条第1項	条例第29条において準用する条例第18条第1項
	条例第38条第1項（同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合を除く。）	条例第38条第1項（同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合に限る。）
	当事者等	当事者
第6条第2項	当該当事者等	当事者
	聴聞の審理における当事者等	当事者

（写しの交付部数等）

**第15条** この規則又は条例第38条の規定による写しの交付は、請求1件について3部以内とする。

2 この規則による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を受ける者から徴収する。

3 前項の費用又は条例第38条に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区 分	方 法	金 額
写しの作成	乾式複写機による複写	用紙1枚につき10円
写しの送付	郵便	郵便料金の額

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年3月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

	第 年	月	号 日
住所 氏名	様		
(法人その他の団体にあつては、事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名			
豊中市伊丹市クリーンランド管理者 豊中市長 ㊟			
聴 聞 通 知 書			
<p>豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第15条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行いますので通知します。</p>			
予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴聞の期日及び場所			
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地			
(表示)	1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠種類等を提出することができます。		
	2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧等を求めることができます。		
(注)	1 代理人を選任するときは、聴聞の期日までに委任状等代理権を証する書面を提出してください。		
	2 出頭するときは、この通知書を持参してください。		

様式第2号

第 号	
公 示 送 達 書	
送達を受けるべき者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、 事務所の所在地、名称及び代表 者の氏名)	
聴聞の期日及び場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
<p>上記の者に係る 豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例（平成19年組合条例第2号）第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を 課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付します。</p>	
年 月 日	豊中市伊丹市クリーンランド管理者 豊中市長 ⑩
<p>(注) 上記の聴聞通知書は、 年 月 日を経過したときは、 豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第15条第3項の規定により、送達があつたものとみなされます。</p>	

様式第3号

年 月 日

様

住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

関係人参加許可申請書

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第17条第1項の規定による許可を受けたいの  
で、次のとおり申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
聴 聞 の 期 日	
被 聴 聞 者 と の 関 係	
参 加 理 由	

(記入上の注意)

参加理由の欄には、当該聴聞に係る不利益処分についての利害関係及びそれを明らかにする事実を記入してください。

様式第4号

年 月 日

豊中市伊丹市クリーンランド管理者  
豊中市長 様

住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の)  
所在地, 名称及び代表者の氏名

電話番号

資料閲覧等許可申請書

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第18条第1項  
豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第29条において準用する同条例第18条第1項  
又は  
豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第38条第1項  
豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第6条 の  
豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第16条第1項

規定により、次のとおり申請します。

被聴聞者又は弁明者の氏名 (法人その他の団体にあつては、事務所の) 所在地, 名称及び代表者の氏名	
聴聞の期日又は弁明書の提出期限若しくは出頭すべき日時	
資 料 名	
閲 覧 ・ 写 し の 交 付	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付

様式第5号

年 月 日

様

住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

補佐人出頭許可申請書

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第20条第3項の規定による許可を受けたいの

で、次のとおり申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
聴 聞 の 期 日	
補 佐 人 の 住 所 及 び 氏 名	
被 聴 聞 者 ( 参 加 人 ) と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

様式第6号

聴 聞 調 書

被聴聞者 に係る聴聞の審理の経過は、次のとおりである。

被 聴 聞 者 の 氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の) (所在地, 名称及び代表者の氏名)	
被 聴 聞 者 の 住 所 又 は 所 在 地	
聴 聞 の 日 時 及 び 場 所	
出 席 者 名	
欠 席 者 名	
当 事 者 の 欠 席 理 由	
上 記 理 由 の 正 当 性 の 有 無	
陳 述 の 要 旨	
証 拠 書 類 等 の 名 称	
そ の 他	

年 月 日

主宰者の職及び氏名

様式第7号

年 月 日

豊中市伊丹市クリーンランド管理者  
豊中市長 様

主宰者の職及び氏名

報 告 書

次のとおり聴聞を実施したので、豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第24条第3項の規定により報告します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
聴 聞 の 期 日	
当 事 者 等 の 主 張	
意 見	
理 由	

豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

様式第8号

年 月 日

様

住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

聴聞調書 閲覧等交付申請書  
報告書

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第24条第4項又は

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第38条第2項の規定により、

次の聴聞に係る聴聞調書の閲覧等を申請します。  
報告書

被 聴 聞 者 の 氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
聴 聞 調 書 , 報 告 書 の 別	
聴 聞 の 日 時	
観 覧 ・ 写 し の 交 付 の 区 分	<input type="checkbox"/> 観覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付

(記入上の注意)

聴聞の日時の欄は、聴聞調書の閲覧等を申請する場合に記入してください。

様式第9号

第 年 月 号  
日

住所  
氏名 様  
(法人その他の団体にあつては、事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)

豊中市伊丹市クリーンランド管理者  
豊中市長 ㊟

弁明の機会の付与の通知書

豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

(表示) 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧等を求めることができます。

- (注) 1 代理人を選任するときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに委任状等代理権を証する書面を提出してください。  
2 出頭するときは、この通知書を持参してください。